

令和2年4月30日
立川市子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

緊急事態宣言期間終了後の市内保育施設の対応及び家庭保育への協力について
(令和2年4月30日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、これまでの家庭保育へのご協力に関しまして、改めて感謝申し上げます。

立川市では、4月7日の緊急事態宣言を受け、医療従事や社会の機能を維持するための就業等により保育施設を利用するといった保育の必要性に鑑み、5月6日までの間、原則開園とし、登園自粛を要請するとともに、家庭保育への協力をお願いしております。

しかし、感染拡大が進む影響から、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに加え、都内の感染者数は依然として多数発生しており、予断を許さない状況が続いております。また、立川市内の小中学校では5月末まで休業が延長されたことから、引き続き感染拡大防止への取り組みが必要と考えられます。

つきましては、これまでの感染状況や市内小中学校の対応等を踏まえ、原則開園とし、家庭保育が可能な保護者の皆様への登園自粛を強く要請する対応を、5月31日まで継続させていただきます。

なお、登園自粛要請を延長することから、認可保育園や地域型保育施設、認定こども園を対象とした、0～2歳児クラスの園児における利用者負担額（保育料）の減額の対象期間についても、5月31日まで延長し、また、4月入所者の就労開始日等についても、これまでの期限を更に1か月延長することといたします（求職要件の方についても、通常6月末のところ、7月末までとします）。詳細については市ホームページ等でご確認願います。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し、感染拡大を防ぐための対応として、引き続き、家庭保育へのご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言期間の延長の可否や感染拡大の程度によっては、これらの対応を変更する場合がありますので、ご留意願います。